

佐賀市窓口用封筒無償提供者募集要領

この要領は、佐賀市市民生活課等の窓口を設置する窓口用封筒の無償提供者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 募集内容

市民の方が住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書を持ち帰るために、自由に利用する窓口用封筒を無償で提供していただける事業者を募集します。

2 窓口用封筒の種類・数量（年間使用予定枚数）

A4判用封筒 65,000枚

A5判用封筒 45,000枚

※封筒は必要に応じて増減できるものとします。

※窓口用封筒は来庁者が必要に応じて各種証明書等の持ち帰りに自由に利用されるもので、市が利用を促進するものではありません。

3 封筒への広告掲載

封筒に広告を掲載できる部分は、封筒の表面及び裏面の面積の各3分の1以下とします。

なお、残り3分の2の封筒面積部分には、市が指定する市政情報を掲載・印刷していただきます。掲載位置、サイズ等については別途協議します。

4 封筒の設置期間

令和8年12月1日（火）から令和9年11月30日（火）まで（予定）

※封筒の設置期間は原則として1年間とします。

5 設置場所

佐賀市市民生活課、諸富支所市民サービスグループ、大和支所市民サービスグループ、富士支所市民サービスグループ、三瀬支所市民サービスグループ、川副支所市民サービスグループ、東与賀支所市民サービスグループ、久保田支所市民サービスグループ、市民サービスセンター及びその他市長が指定する場所

6 納入方法

各設置場所には封筒を入れる設置台を用意し、指定する数量ごとに直送及び分納してください。

7 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）まで

8 応募資格

- (1) 令和6～8年度物品購入等競争入札参加資格者一覧表の、業種名「看板・広告」に登録されていること。
- (2) 現在、本市において指名停止の処分を受けていないこと。
- (3) 事業所所在地及び佐賀市における市区町村税の滞納がないこと、又は未納税額について猶予されていること。
- (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している法人その他の団体でないこと。

9 応募方法

佐賀市役所市民生活課に以下の書類を持参又は郵送してください。

(持参の場合は、土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(郵送の場合は、令和8年6月15日(月)必着)

【提出書類】

- (1) 佐賀市窓口用封筒無償提供申込書
(「佐賀市窓口用封筒無償提供者に関する取扱要綱」……様式第1号)
- (2) 企画提案書(任意様式)
- (3) 封筒見本
- (4) 法人事業者の場合は、履歴事項全部証明書(提出期限前3か月以内に発行されたもの)
- (5) 個人事業者の場合は、身分証明書(提出期限前3か月以内に発行されたもの)
- (6) 事業者概要
- (7) 契約実績
- (8) 完納証明書(事業所所在地及び佐賀市における市区町村税の滞納がないことの証明書、提出期限前1か月以内に発行されたもの)

※市区町村税の納税について猶予されている場合は、徴収猶予許可通知書と納税証明書(納税証明書は直近2年分、且つ提出期限前1か月以内に発行されたもの)

10 選定方法

提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、1者を選定します。

11 注意事項

- (1) 佐賀市窓口用封筒無償提供者募集要領、佐賀市窓口用封筒無償提供者に関する取扱要綱、佐賀市広告掲載基準をご覧の上応募してください。
佐賀市広告掲載基準に違反する広告は掲載できません。
- (2) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- (3) 提出に要する費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

(5) 掲載広告については、別途佐賀市において審査を実施します。

1 2 問い合わせ先及び郵送先

佐賀市役所 市民生活部 市民生活課 窓口一係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 TEL 0952-40-7081 FAX 0952-28-9188